

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

ユウケンガイシャ タカクラセツビコウキョウ

申請者 氏名又は名称 有限会社 高倉設備工業

住所 〒635-0814 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

代表者氏名 代表取締役 高倉 啓安

電話番号 0745-55-8748

FAX番号 0745-55-8747

メールアドレス takasetubi@yahoo.co.jp

印

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 有限会社 たかくらせつびこうぎょう 高倉設備工業
住 所 〒635-0814 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5
代表者氏名 代表取締役 たかくら 啓安 高倉 啓安
電話番号 0745-55-8748

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>たかくら ひろやす</small> 高倉 啓安 取締役 <small>うえむら いくひろ</small> 植村 育弘 取締役 <small>たかくら ひさえ</small> 高倉 久枝	
事業の範囲	土木工事業 石工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 とび・土木工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	有限会社 <small>たかくらせつびこうぎょう</small> 高倉設備工業
上記事業所の所在地	郵便番号 635-0814 住所 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5 電話番号 0745-55-8748 F AX番号 0745-55-8747 メールアドレス takasetubi@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
タクリヲ セロヤス 高倉 啓安 ウヱムラ イクヒロ 植村 育弘 シヅカ アリサ 植村 亜里沙	第82515号 第218785号 第284976号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター	固定式鋸弓	8	
		RB-80-CV (13~150mm用)	1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	300平型判丸型	6	
		N-100A	4	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ	ガスボンベ式	2	
		13mm~100mm	5	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	3	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称

有限会社 たかくらせつびこうぎょう 高倉設備工業

住

所

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷
278番地の5

代表者氏名

代表取締役

高倉 啓安

印

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5
有限会社高倉設備工業

会社法人等番号	1500-02-009085	
商号	有限会社高倉設備工業	
本店	<u>奈良県北葛城郡広陵町大字大野93番地の2</u>	
	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5	平成5年3月8日移転
公告をする方法	官報に掲載している	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	
会社成立の年月日	平成1年3月27日	
目的	1. 管工事業。 2. 建築工事業。 3. 水道施設工事業。 4. 土木工事業。 5. 舗装工事業。 6. 前各号に付帯する一切の事業。	
発行可能株式総数	200株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5
有限会社高倉設備工業

	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記	
役員に関する事項	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5 取締役 高倉久枝	
	奈良県大和高田市大字東中98番地4 取締役 高倉啓安	平成24年1月5日就任 ----- 平成24年1月10日登記
	奈良県北葛城郡広陵町大字安部27番地5 取締役 植村育弘	平成24年1月5日就任 ----- 平成24年1月10日登記
	代表取締役 高倉啓安	平成24年1月5日就任 ----- 平成24年1月10日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年5月26日移記	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年9月18日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂本公徳



有限会社 高倉設備工業

定款

この定款は、理行に相違ありしを
平成30年9月18日

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷二七八番地五

有限会社高倉設備工業

代表取締役 高倉 啓安

電話 〇七四五(五五)八七四八



平成 元年 3月 24日 作成
平成 元年 3月 27日 公証人 認証
平成 元年 3月 27日 会社 成立



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、 有限会社 高 倉 設 備 工 業
と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業。
2. 舗装工事業。
3. 前各号に付帯する一切の事業。

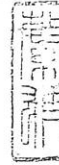
(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県北葛城郡広陵町大字大野 9 3 番地の 2
に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 500万 円とする。

第2章 社員及び出資



(出資の口数及び出資1口の金額)

第5条 当会社の資本は、これを 100 口に分ち、出資1口の金額は、金 50,000 円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

奈良県北葛城郡広陵町大字大野93番地の2
60口 高倉 徹



奈良県北葛城郡広陵町大字大野93番地の2
40口 高倉 久枝





第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当社は、毎年 10 月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招 集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- ② 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議 長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第10条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議 決 権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議 事 録)


第12条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

第4章 役 員

(員 数)

第13条 当社には、取締役 2 名 を置く。

(資 格)

第14条 当会社の取締役  は、当会社の社員の中から選任する。
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第15条 当会社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は社長とする。

(役員報酬)

第16条 ~~取締役及び監査役~~の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年 9 月 1 日から

8 月 31 日までの 年1期 とする。

(配 当 金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

第6章 附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取 締 役 高 倉 徹、高 倉 久 枝

代表取締役 高 倉 徹

(最初の営業年度)

第20条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から 平成元年
8月31日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令に
よるものとする。

以上 有限会社 高倉設備工業 を設立するため、
この定款を作成し、各社員がこれに記名押印する。

平成元年 3 月 24 日

社員 高倉 徹



社員 高倉 久枝



第16条中5字削除。





社員総会議事録

平成元年 4月11日午後2時00分より、当会社の本店において社員総会を開催した。

当会社の社員総数	2名
この出席口数	100口
出席社員数	2名
この出資口数	100口

以上のとおり 出席があったので、取締役 高倉 徹は、議長席につき 社員総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、ただちに議事に入り全員一致をもって下記の議事を決議した。

議案 定款変更の件

定款第2条を次のとおり変更すること。

目的 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業。
2. 建築工事業。
3. 水道施設工事業。
4. 土木工事業。
5. 舗装工事業。
6. 前各号に付帯する一切の事業。

議長は、以上をもって本日の議事を終了したい旨を述べ午後2時40分閉会した。

左記の決議を明確にするため、この議事録を作り議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平成元年 4月11日

(商号) 有限会社 高倉設備工業 社員総会

議長代表取締役 高倉 徹



出席取締役 高倉 久枝



商号 有限会社 高倉 設備 工業
 本店 ~~奈良県北葛城郡広陵町大字大野9-3番地の2~~
 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

役員に関する事項	年 月 日	年 月 日
	原 因	原 因
	登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
奈良県北葛城郡広陵町大字 大野9-3番地の2 取締役 高倉 徹	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記
奈良県北葛城郡広陵町大字 大野9-3番地の2 取締役 高倉 久枝	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記
代表取締役 高倉 徹	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 278番地の5 取締役 高倉 徹	昭和 5年 3月 8日 住所移転 昭和 5年 3月 26日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 278番地の5 取締役 高倉 久枝	昭和 5年 3月 8日 住所移転 昭和 5年 3月 26日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日 昭和 年 月 日登記

申請人印

役員欄 / 丁 登記官印

役員に関する事項

役員に関する事項	年 月 日	年 月 日
	原 因	原 因
	登 記 年 月 日	登 記 年 月 日
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日登記	昭和 年 月 日登記

有限会社変更登記申請書

1. 商号 有限会社 高倉設備工業

1. 本店 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 278 番地の 5

1. 登記の事由

平成 11 年 6 月 15 日資本増加のための全額の払込完了

1. 登記すべき事項

資本金の総額 金 1,000 万円

1. 課税標準金額 金 500 万円

1. 登記免許税 金 35,000 円

1. 添付書類

社員総会議事録 1 通

出資の引受けを証する書面 1 通

出資全額の払込みのあったことを証する書面 1 通

委任状 1 通

上記のとおり登記を申請する。

平成11年 月 日

(本店) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

申請人(商号) 有限会社 高倉設備工業

(住所) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

代表取締役(氏名) 高倉 徹

(住所) 奈良県大和高田市幸町6番3-121号

上記代理人(氏名) 中川 憲二郎

奈良地方法務局 葛城支局 御中

株式会社変更登記申請書

1. 商号 有限会社高倉設備工業

1. 本店 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

1. 登記の事由
取締役の変更、代表取締役の増員変更

1. 登記すべき事項

取締役 高倉啓安 平成24年1月5日就任。

住所 奈良県大和高田市東中98番地の4

取締役 植村育弘 平成24年1月5日就任。

住所 奈良県北葛城郡広陵町大字安部27番地の5

平成24年1月5日 就任

代表取締役 高倉啓安

1. 登録免許税 金 1万円

1. 添付書類

臨時株主総会議事録	1 通
就任の承認を証する書面 (議事録の記載を援用する)	
互選書	1 通
委任状	1 通

上記のとおり登記の申請をする。

平成24年 1 月 日

(本店) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5
申請人 (商号) 有限会社 高倉設備工業

(住所) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5
代表取締役 (氏名) 高倉 徹

(住所) 奈良県大和高田市高砂町2番1号
上記代理人 (氏名) 中川 憲二郎

奈良法務局

御中

臨時株主総会議事録

平成24年1月5日午後2時00分より、当社の本店において社員総会を開催した。

当会社株主総数	2名
この株式数	200株
出席株主数	2名
この株式数	200株

出席取締役 高倉 徹(議長兼議事録作成者) ・高倉久枝

以上のとおり出席があったので、取締役 高倉 徹は議長席につき、株主総会は適法に成立したので開会する旨を宣し、ただちに議事に入り、全員一致をもって下記事項を決議した。

議案 1 定款変更の件

第13条 当社には、取締役2名を置く。

を取締役2名以上を置く。に変更する。

第15条 当社に代表取締役1名を置き、

を代表取締役1名以上を置き、に変更する。

全員異議なく承認可決した。

議案 2 取締役の改選に関する件

議長 高倉 徹は当社代表取締役 高倉 徹の健康状態を考慮し、その改選の必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者をそれぞれ

れ指名し、これらの者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり就任することに可決確定した。

取締役 高倉啓安、植村育弘

なお、被選任者は、その就任を承諾した。

議長は以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後2時40分閉会した。上記の決議を明確にするため、この議事録を作り、議長および出席取締役がこれに記名押印する。

平平成24年1月5日

(商号) 有限会社 高倉設備工業 株主総会

議長 取締役
取締役
取締役
取締役

高倉 徹
高倉久枝
高倉啓安
植村育弘



委任状

住所 奈良県大和高田市高砂町2番1号

私は、氏名 中川 憲二郎 を代理人と定め、
下記の登記を申請する一切の権限を委任する。

1. 取締役の変更登記
2. 上記に付帯する一切の件

平成24年1月5日

(本店) 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

(商号) 有限会社 高倉設備工業

代表取締役 高倉 徹



互選書

平成24年1月5日午後3時当会社の本店において、取締役全員の一致をもって、次の事項につき可決確定した。

1.代表取締役選定の件

代表取締役 高倉啓安 なお、被選定者は、その就任を承諾した。

平成24年1月5日

(商号) 有限会社 高倉設備工業

議長 取締役

高倉 徹



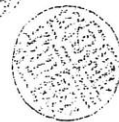
取締役

高倉久枝



取締役

高倉啓安



取締役

植村育弘



26.2.03

異 動 届 出 書

※整理番号

※電話グループ整理番号

平成 26 年 2 月 3 日	提出法人	(フリガナ) ユウゲンガイシャ タクラセツビコウギョウ
	法人等の名称	有限会社 高倉設備工業
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 635 - 0814 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5 電話 (0745) 55 - 8748
	納 税 地	(フリガナ) ナラケンキタカツラギグンコウリョウウチョウオオアザナ 〒 635 - 0814 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5
葛城 税務署長殿	代表者氏名	(フリガナ) タクラ ヒロヤス 高倉 啓安
代表者住所	(フリガナ) ナラケンヤマトタカダシオオアザヒガシナカ 〒 635 - 0066 奈良県大和高田市大字東中98番地4	

次の事項について異動したので届け出ます。

異動のあった法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要)	法人名等	(フリガナ)	整理番号
	納 税 地	〒 - (局 署)	部 門
	事務所所在地	電話 () -	決 算 期
	代表者氏名		業 種 番 号
	代表者住所	〒 -	整 理 簿
			<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

※税務署処理欄

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)
代表者の変更	代表取締役 高倉啓安・高倉 徹 (高倉 啓安) 奈良県大和高田市大字東中98番地4 (高倉 徹) 奈良県	代表取締役 高倉 啓安 タクラヒロヤス 奈良県大和高田市大字東中98番地4	平成 26 . 1 . 28 平成 . . 平成 . . 平成 . .

所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署
納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※「有」及び「無(名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。	
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自) 平成 年 月 日 ~ (至) 平成 年 月 日	
合併、分割の場合	合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他	
(備考)		

税 理 士 署 名 押 印	中川憲二郎			
※ 税 務 署 処 理 欄 部 門	決 算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿

第八二五一五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

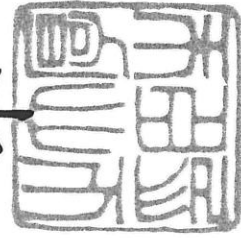
氏名 高倉 啓安

昭和二十七年五月十六日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下 創平



第二一八七八五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 植村 育弘

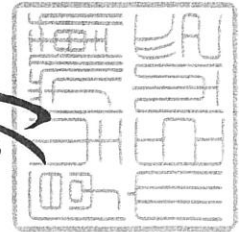
昭和五十一年九月十五日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十六年二月十七日

厚生労働大臣 坂口

力



第二八四九七六号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

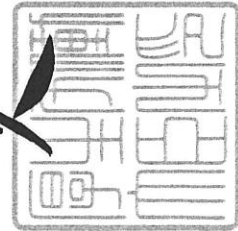
氏名 植村 亜里沙

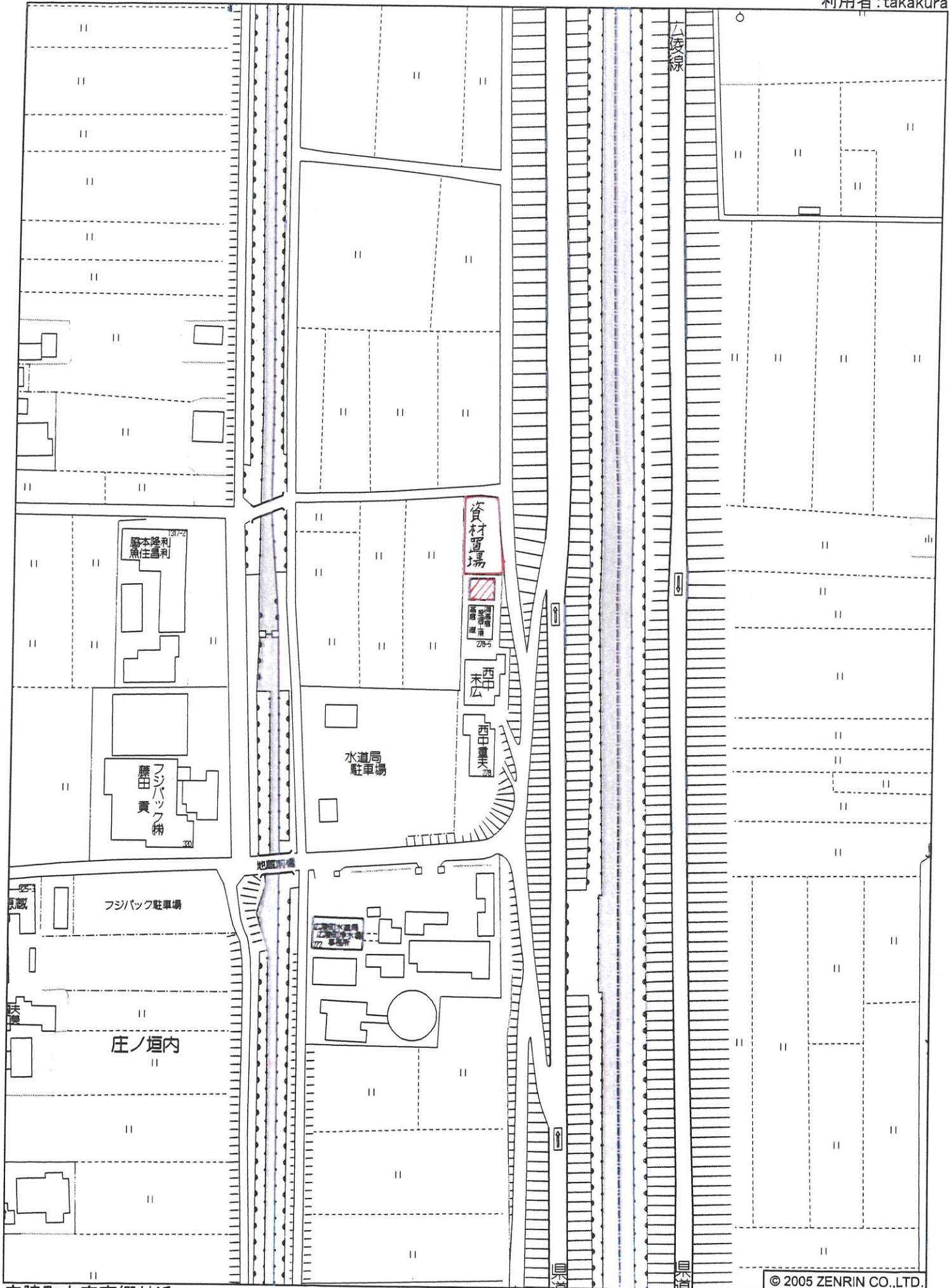
昭和六十年一月一日生

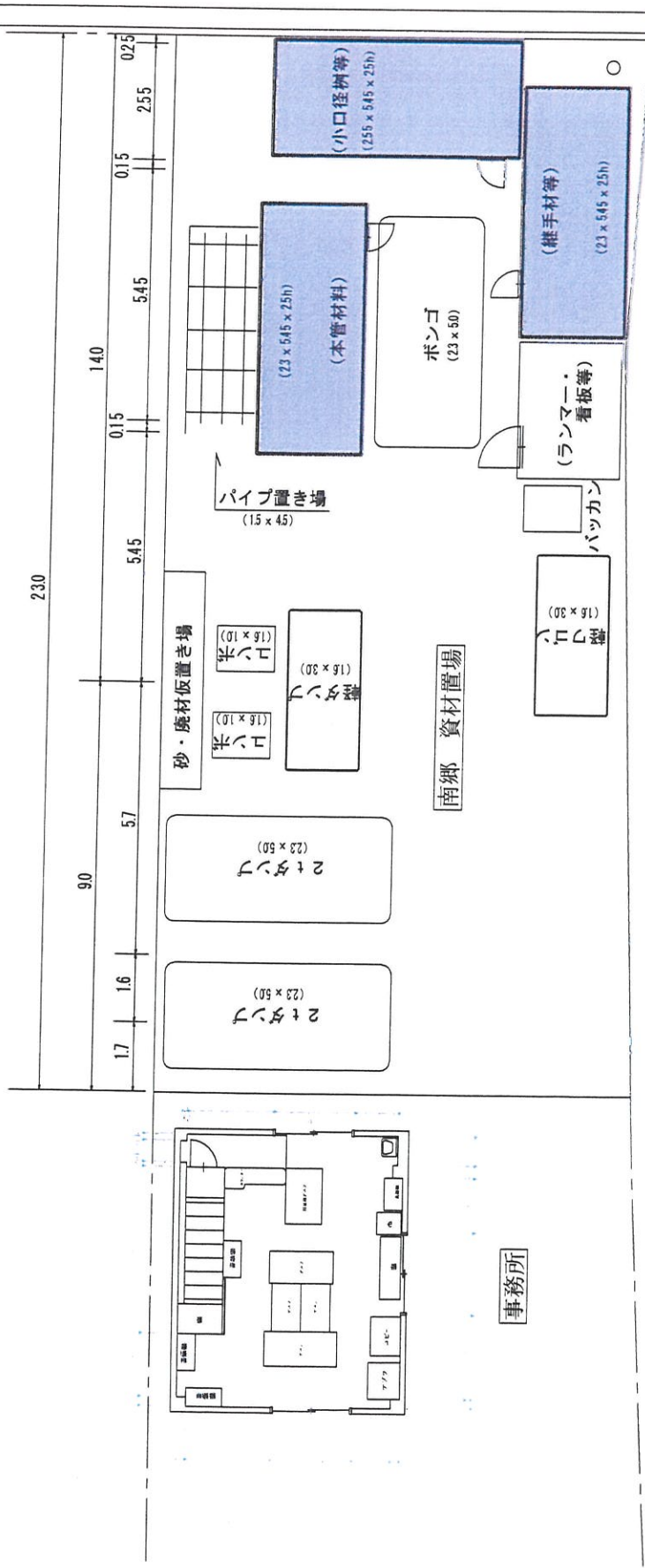
水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年一月十六日

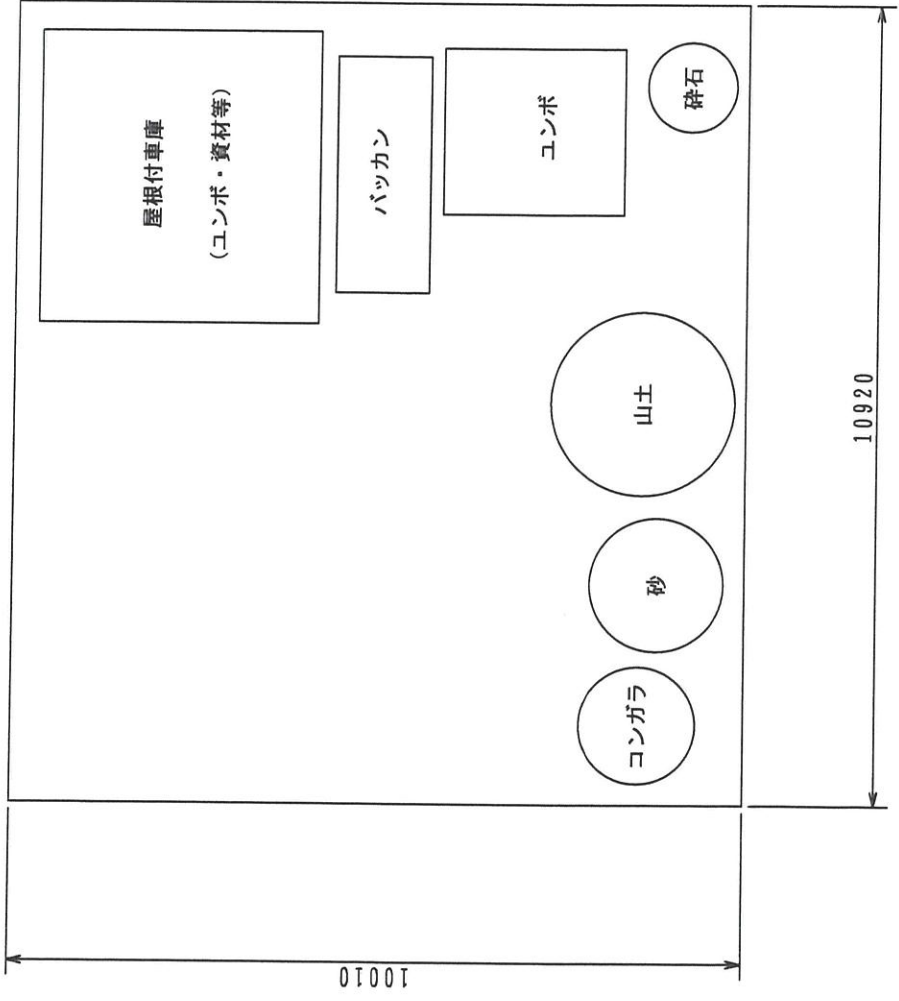
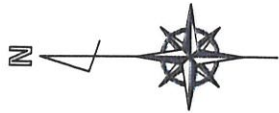
厚生労働大臣 塩崎恭久







(有) 高倉設備工業 事務所及び南郷資材置場 平面図





有限会社 高倉設備工業

会社 外観



会社 玄関



会社 内観



南郷資材置場

全景



倉庫①



倉庫②



百済資材置場

全景



重機



骨材及び残土置き場

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

ユウケンガイシャ タカラセツビコウギョウ

申請者 氏名又は名称 有限会社 高倉設備工業

住所 〒635-0814 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

代表者氏名 代表取締役 高倉 啓安

電話番号 0745-55-8748

FAX番号 0745-55-8747

メールアドレス takasetubi@yahoo.co.jp



印

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

有限会社 高倉設備工業

〒635-0814

届出者 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷278番地の5

代表取締役 高倉 啓安



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社 高倉設備工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
タカリウ セイアン 高倉 啓安	第82515号	
ウシムラ イフヒロ 植村 育弘	第218785号	
ウシムラ アリサ 植村 亜里沙	第284976号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第八二五一五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

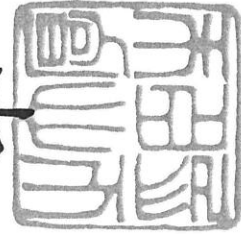
氏名 高倉 啓安

昭和三十七年五月十六日生

水道法(昭和三十七年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下 創平



第二一八七八五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 植村 育 弘

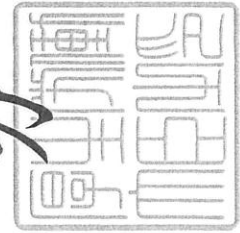
昭和五十一年九月十五日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十六年二月十七日

厚生労働大臣 坂 口

カ



第二八四九七六号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 植村 亜里沙

昭和六十年一月一日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎恭久

